

基 発 第 0128002 号  
平成 21 年 1 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

快適職場形成促進事業の実施について

標記については、今般、「快適職場形成促進事業実施要綱」及び「都道府県  
快適職場形成促進事業実施要綱」をそれぞれ別添 1 及び別添 2 のとおり改正し  
たので、事業の円滑な実施に努めるよう取り計らい願いたい。

## 快適職場形成促進事業実施要綱

## 1 事業の目的

我が国の職場の状況を見ると、近年の技術革新の進展、サービス経済化の進展に伴う労働環境、作業態様の変化等により、多くの労働者が疲労やストレスを感じている。また、健康に対する関心の高まりから働きやすい快適な職場環境が重視されてきている。さらに喫煙対策については、WHO たばこ規制枠組条約が平成17年2月に発効し、平成19年に受動喫煙防止対策に関するガイドラインが採択されるなど、職場における喫煙対策が重要な課題となっている。

本事業は、以上のような職場をめぐる状況を踏まえ、物質的豊かさのみならず心の豊かさを含めた働きやすい快適な職場環境の形成を促進するとともに、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

本事業は、厚生労働省と委託契約を締結した者が、都道府県労働局長と都道府県快適職場形成促進事業について委託契約を締結した者（以下「都道府県快適職場推進センター」という。）、業界団体、事業場等を対象に実施する。なお、事業の実施に当たっては厚生労働省と十分な連携の下に行うものとする。

事業の内容は次のとおりとする。

## (1) 普及啓発事業

快適職場の形成に向けての気運の醸成を図り、都道府県快適職場推進センターを支援して、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（以下「快適職場指針」という。）で定める措置についての事業者の自主的な取組の促進を図る。

## ① 普及啓発資料の作成・配布等

快適職場形成の措置内容等を普及啓発するために、快適職場づくりの必要性、快適職場指針の内容、快適職場推進計画認定制度等をわかりやすく示したポスター・パンフレット等を作成し、幅広く効果的に配布する。

## ② 改善事例集の作成・配布等

快適職場推進計画作成事業場の事例をとりまとめ、快適職場指針の項目ごとに講ずる措置内容を具体的にわかりやすく示した改善事例集を作成し、幅広く効果的に配布する。

## ③ 都道府県快適職場推進大会開催に対する支援

都道府県快適職場推進大会における普及・啓発を支援するため、ポスター・パンフレット等を作成し、配布する。

## ④ 快適職場フォーラムの開催

快適な職場環境の形成を促進するため、専門家によるシンポジウム等を開催する。

## ⑤ 「快適職場調査（ソフト面）」活用のための講習会の開催

職場の人間関係や仕事のやりがいなど、心理的・制度的側面（ソフト面）の改善

のため、快適職場調査（ソフト面）についての講習会を、全国7箇所において開催する。

⑥ 全国担当者会議の開催

全国の47都道府県快適職場推進センターの担当者を集め、快適職場形成の推進について意見交換会を開催する。

(2) 調査研究・情報収集事業

① 職場の心理的・制度的側面の改善方法に関する調査

快適職場調査（ソフト面）の活用促進のため、モデル事業等を通して、事業場における問題点把握のための調査から改善に至るまでのスキームについて調査研究し、委託者に報告する。また、学識経験者等によって構成される委員会を開催する。

② 職場における受動喫煙対策に関する調査

サービス産業における労働者に対する受動喫煙対策の実態、好事例、先進的事例等の実地調査等による情報収集・分析を行い、効果的な対策手法等について調査研究し、委託者に報告する。また、学識経験者等によって構成される委員会を開催する。

③ 情報収集・分析

労働安全衛生法が適用される事業場の喫煙対策の実施状況等について、委託者が提示した様式でアンケート調査を行い、回答結果を分析し、委託者に報告する。

(3) 教育研修事業

都道府県快適職場推進センターの担当者に対し、快適職場形成の指導者として必要とされる知識について、1回以上研修を行う。また、快適職場推進計画の認定に至る事前審査等について、都道府県快適職場推進センターの担当者に指導・助言を行う。

(4) 相談支援業務

事業場等からの快適職場に関する相談等に対応する窓口等を開設し、事業場に対して指導・助言を行う。必要に応じて実地指導等を行う。

## 都道府県快適職場形成促進事業実施要綱

## 1 事業の目的

我が国の職場の状況を見ると、近年の技術革新の進展、サービス経済化の進展に伴う労働環境、作業態様の変化等により、多くの労働者が疲労やストレスを感じている。また、健康に対する関心の高まりから働きやすい快適な職場環境が重視されてきている。さらに喫煙対策については、WHO たばこ規制枠組条約が平成17年2月に発効し、平成19年に受動喫煙防止対策に関するガイドラインが採択されるなど、職場における喫煙対策が重要な課題となっている。

本事業は、以上のような職場をめぐる状況を踏まえ、物質的豊かさのみならず心の豊かさを含めた働きやすい快適な職場環境の形成を促進するとともに、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

本事業は、都道府県労働局長と委託契約を締結した者が、すべての事業場を対象に実施する。なお、事業の実施に当たっては、当該労働局と十分な連携の下に行うものとする。

事業の内容は次のとおりとする。

## (1) 普及啓発事業

- ① 快適職場の形成に向けての気運の醸成を図り、事業主の自主的な取り組みの促進と、地域への普及啓発を図るための業務（パンフレット、ポスター等の配布）を行う。
- ② 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発第0509001号）及び「職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づく対策の推進について」（平成17年6月1日付け基安発第0601001号）の周知を図るとともに、「職場における喫煙対策の推進のための教育の実施について」（平成16年5月13日付け基発第0513001号）に基づく教育を行う。
- ③ 以下の項目のいずれかを含む都道府県快適職場推進大会を開催する。

## イ シンポジウム

快適な職場環境の形成に向けての地域の特徴を踏まえた具体的手法、期待される効果、好事例等についての紹介や発表等に関すること

## ロ 研究発表

計画の認定を受けて職場改善を実施した事業場の事例発表や研究者による発表等に関すること

## ハ 講演会

講師による職場改善の推進の方法等に関する講演

- ④ 地方公共団体等との連携による喫煙対策のための普及啓発事業を実施する。

喫煙対策の効果的な推進のため、喫煙対策推進大会、シンポジウム等を地方公共団体等と連携して開催する。本事業については、地方公共団体等との連携が可能な場合、実施するものとする。

⑤ 都道府県快適職場推進協議会を開催する。

地域の特徴を考慮し、関係機関の啓発も兼ねつつ、労使代表、有識者の参加のもとで当該地域の快適な職場の形成促進の方策等について検討する。

(2) 計画審査事業

事業場から認定申請の出された快適職場推進計画の認定に係る技術的審査を行う。

① 計画の内容

計画の目標、計画の期間、快適職場環境を形成するための施設、設備等の整備及び維持管理に関すること等に係る内容の審査を行う。

② 審査方法

事業者から認定申請の出された快適職場推進計画について、「快適職場推進計画認定審査基準」に従い審査を行う。

(3) 相談業務

快適な職場環境の形成に係る助成等の支援措置の紹介、技術的事項等についての事業場からの相談に応ずる。

3 事業実施体制

本事業を実施するに当たり、常勤アドバイザー配置該当局については、企画書に人件費を計上することは差し支えないこととする。